

横浜市立大学大学院生命医科学研究科
生命医科学専攻放射線障害予防規程

制 定 平成 17 年 4 月 17 日 規程第 55 号
最近改正 令和 元年 8 月 1 日 規程第 10 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「法」という。）及び関連法令に基づき、横浜市鶴見区末広町一丁目七番二十九号所在の横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻の施設内（以下「鶴見キャンパス」という。）における放射性同位元素及び放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理並びに放射線施設の管理及び運営に関し必要な事項を定めることにより、放射線障害の発生を防止するとともに、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、鶴見キャンパスの放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第 3 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによるほか、法、同施行令及び同施行規則の例による。

- (1) 放射線施設とは、法施行規則第 1 条第 9 号に規定する使用施設、貯蔵施設、廃棄施設をいう。
- (2) 放射線作業とは、放射性同位元素等を使用・保管・運搬・廃棄の作業をいう。
- (3) 放射線業務従事者とは、放射性同位元素等の取扱い若しくは管理又はこれらに付随する業務（以下「放射線取扱等業務」という。）に従事する者であって、管理区域に立ち入るものとをいう。
- (4) 管理区域一時立入者とは、放射線業務従事者以外の者で管理区域内に一時的に立ち入る者をいう。

(細則等の制定)

第 4 条 法及び本規程に定める事項を実施するため必要な細則等は、生命医科学研究科長（以下「研究科長」という。）が定めるものとする。

- (1) 横浜市立大学鶴見キャンパス放射線安全管理委員会規程
- (2) 横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻 R I 利用運営委員会規程
- (3) 横浜市立大学鶴見キャンパス放射線施設運用細則（以下、「運用細則」という。）

(他の法令等との関連)

第 5 条 放射線障害の防止については、この規程によるもののほか、法令等の規程の定めるところによる。

(遵守義務)

第 6 条 放射線業務従事者及び管理区域一時立入者は、法令及びこの規程を遵守しなければならない。

第2章 組織及び職務 (組織)

第7条 鶴見キャンパスにおける放射線障害の防止に関する安全管理組織は、別図1のとおりとする。

(総括責任者及び責任者)

第8条 研究科長は、放射線施設における放射性同位元素等及び放射線取扱等業務(委託した業務を含む)に関して安全管理上の最終的な責任を有し、係る業務を総括する。

- 2 第10条第1項で選任された放射線取扱主任者は、第11条に定める職務を担うと共に、前項に係る業務の監督責任を負う。
- 3 第13条第2項により選出及び委嘱されたR I管理室長は、本規程に基づく放射線管理業務について責任を負う。
- 4 第22条第2項で許可を得た使用責任者は、研究課題毎に担当する放射性同位元素等の取扱いに係る管理責任及び放射線取扱業務に係る記帳、記録について責任を負う。

(鶴見キャンパス放射線安全管理委員会)

第9条 鶴見キャンパスに鶴見キャンパス放射線安全管理委員会(以下「安全管理委員会」という。)を置く。

- 2 安全管理委員会は、研究科長が委嘱する次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 生命医科学専攻の各部門(各1名)から選出された教授又は准教授
 - (2) R I管理室長
 - (3) 放射線取扱主任者
 - (4) 八景キャンパス教育推進課長
 - (5) その他研究科長が必要と認める者若干名
- 3 安全管理委員会は、研究科長の諮問に応じ、鶴見キャンパスにおける次に掲げる事項について調査・審議し、その結果を研究科長又はR I管理室長に具申又は勧告する。
 - (1) 放射性同位元素等の管理に関すること。
 - (2) 放射線業務従事者の資格基準に関すること。
 - (3) 放射線施設の維持・管理及び運営に関すること。
 - (4) 法令に規定された放射線障害防止の実施に関すること。
 - (5) その他安全管理委員会の目的達成に必要なこと。
- 4 安全管理委員会は、前条に規定する事項を調査・審議するときは、次条第1項に定める放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。
- 5 安全管理委員会の運営については、横浜市立大学鶴見キャンパス放射線安全管理委員会規程に定める。

(放射線取扱主任者等)

第10条 放射性同位元素等の使用等による放射線障害の発生の防止についての監督

を行わせるため、鶴見キャンパスに放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）1名を置く。

- 2 主任者が、旅行、疾病その他の事故によりその職務の遂行ができない場合は、その期間その職務のすべてを代行させるため、放射線取扱主任者代理（以下「主任者代理」という。）1名を選任する。
- 3 主任者及び主任者代理は、第1種放射線取扱主任者免許を有する者のうちから生命医科学研究科教授会の同意を得て研究科長が任命する。ただし、主任者は生命医科学専攻の専任教員に限る。
- 4 研究科長は、主任者を選任又は解任したときには、それぞれを行った日から30日以内に法第34条第2項による届出を行わなくてはならない。
- 5 研究科長は、主任者が職務を行えない期間が30日以上となる場合、主任者代理を選任した日から30日以内に原子力規制委員会へ法第37条第3項による届出を行わなくてはならない。
- 6 研究科長は、第2項の期間が終了したときには、主任者代理を解任する。なお前項により選任の届出を行った場合は解任した日から30日以内に原子力規制委員会へ法第37条第3項による届出を行わなくてはならない。
- 7 研究科長は、主任者が選任された日から1年以内に法に定める定期講習を受講させなければならない。（ただし、選任される前1年以内に定期講習を受講していた場合は、その受講日の翌年度の開始日から3年以内）。また、主任者選任期間中は、定期講習を受講した日の翌年度の開始日から3年以内ごとに定期講習を受講させなければならない。

（放射線取扱主任者の職務）

第11条 主任者は、関係法令及びこの規程に別に定めるものほか鶴見キャンパスにおける放射線障害の発生の防止に係る次の各号に定める職務を行う。

- (1) 放射線障害予防規程及び細則等の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の確認・審査
- (4) 立入検査等の立会い
- (5) 異常及び事故原因調査への参画
- (6) 研究科長に対する意見具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の確認・監査
- (8) 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
- (9) 関係者への助言、勧告及び指示
- (10) 安全管理委員会の開催の要求
- (11) 放射線業務従事者に対する監督・指導
- (12) 危険時の措置等に関する対策への参画
- (13) その他放射線障害防止に関する必要な事項

- 2 主任者は、放射線業務従事者が関係法令若しくはこの規程に違反した場合、放射線障害予防に関する主任者の指示に従わない場合、又は放射線業務従事者としての能力に欠けると認められた場合には、当該放射線業務従事者の放射性同位元素等の

取扱いを制限し、又は放射性同位元素等の取扱い許可を取り消すことを研究科長に勧告することができる。

(主任代理者の職務)

第12条 主任代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(R I 管理室)

第13条 放射線障害の防止に関する具体的な業務を行うために、R I 管理室長（以下「室長」という）、施設管理担当及び安全管理担当からなるR I 管理室を置く。

- 2 室長は、生命医科学専攻の専任教員の互選により選出し、研究科長が委嘱する。施設管理担当及び安全管理担当は、研究科長が委嘱する。
- 3 室長の任期は、2年とし、再選を妨げない。
- 4 室長は、研究科長の監督を受け、R I 管理室の業務を統括する。
- 5 施設管理担当は、放射線施設の点検・維持・管理について責任を担い、必要な事項を主任者及び室長に報告する。
- 6 安全管理担当は、放射線管理業務実務について責任を担い、必要な事項を主任者及び室長に報告する。
- 7 研究科長は、R I 管理室の業務を、必要に応じ、外部業者に委託することができる。

(R I 利用運営委員会)

第14条 放射性同位元素等の安全な取扱いを確保するために、R I 利用運営委員会を置く。

- 2 R I 利用運営委員会は、室長、施設管理担当及び安全管理担当、放射線業務従事者の代表並びに主任者、R I 管理室担当により構成し、委員長は室長が当たるものとする。R I 利用運営委員会の運営等については、横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻R I 利用運営委員会規程に定める。

(施設管理担当)

第15条 施設管理担当は、放射線施設について次の業務を行う。

- (1) 電気設備の運転及び維持管理に関する業務
- (2) 給排気設備、給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
- (3) 放射線施設の点検に関する業務

(安全管理担当)

第16条 安全管理担当は、放射線障害の防止に関する次の業務を行う。

- (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射線汚染の管理
- (2) 放射線施設及び管理区域に係る放射線の量及び表面汚染密度の測定
- (3) 放射線測定機器の保守管理
- (4) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、運搬及び廃棄に関する管理
- (5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
- (6) 放射線業務従事者等に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施
- (7) 放射線業務従事者等に対する健康診断計画の立案及びその実施
- (8) 放射性廃棄物の保管及びそれらの処理に関する業務

- (9) 上記各号に関する記帳・記録の管理及び保管
- (10) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き及びその他関係省庁との連絡等事務的事項に関する業務
(放射線業務従事者)

第17条 管理区域に立ち入り、放射線取扱等業務に従事しようとする者は、放射線業務従事者としての登録を要し、運用細則に定める所定の申請書を研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 研究科長は、前項の許可を与えるに際し、第28条に定める教育及び訓練並びに第29条に定める健康診断を各担当に実施させ、その結果を照査しなければならない。
- 3 研究科長は、室長及び主任者の同意のもとに許可を与えた者を放射線業務従事者として放射線業務従事者名簿に登録するものとし、登録した者の氏名を安全管理委員会に通知するものとする。
- 4 前項の登録の有効期間は、登録した年度内とする。
- 5 研究科長は、放射線業務従事者が関係法令若しくはこの規程に違反した場合、放射線障害防止等に関する主任者若しくは室長の指示等に従わない場合、取り扱い能力に欠けると認められる場合、又は第29条第5項の勧告があった場合には、当該放射線業務従事者の放射性同位元素等の取り扱いを制限し、又は許可を取り消すことができる。

第3章 管理区域等 (管理区域)

第18条 本規定の適応を受ける管理区域は、放射線施設及び許可を受けた付帯する設備を管理区域とする。

- 2 研究科長は、管理区域の境界、放射線施設及び放射線設備に、法令の定めるところにより標識をつけ、人がみだりに立ち入らないように柵等で区画しなければならない。
- 3 室長は、次の各号に定める者以外の者を、管理区域に立ち入らせてはならない。
 - (1) 放射線業務従事者として登録を受けた者
 - (2) 管理区域一時立入者として室長が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第19条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項及び運用細則を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 管理区域への立ち入り及び退出、取扱等を記録すること。
- (3) 放射線業務従事者は、個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- (4) 管理区域においては、所定の場所で所定の防護用作業衣、ゴム手袋、スリッパ等（以下「防護用作業衣等」という。）を着用すること。
- (5) 管理区域内においては、飲食、喫煙、化粧その他の放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為を行わないこと。
- (6) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えるものは、み

だりに管理区域から持ち出さないこと。

- (7) 放射線業務従事者は、主任者及び室長が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保安を確保する為の指示に従うこと。
- (8) 管理区域一時立入者は、主任者、室長及び放射線業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保安を確保する為の指示に従うこと。
- (9) 放射性同位元素を体内摂取したとき又はそのおそれがあるときは、直ちに安全管理担当に連絡し、その指示に従うこと。
- (10) 管理区域に立ち入る者は、退出する際、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が確認された場合は安全管理担当に連絡するとともに、直ちに除染のための措置を取ること。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- (11) 安全管理担当は、前条第3項第2号の者が立ち入るときは、必要に応じ適切な放射線測定器を用いて被ばく放射線量を測定し、所定の記録を行わなければならない。
- (12) 管理区域内に立ち入る者は、管理区域内の整理・整頓・清潔を常に心掛けなければならない。

第4章 放射線施設の新設・廃止及び維持・管理等

(施設の維持・管理)

第20条 放射線施設について修理、改造、除染等を行うときは、室長は、その実施計画を作成し、主任者及び研究科長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについては、この限りではない。

- 2 研究科長は、前項の承認をしようとするときは、安全管理委員会に諮問するものとする。
- 3 室長は、修理作業が取扱等業務に該当しない場合には、作業者を第18条第3項第2号及び第19条に従い、一時立入者として管理区域に入域させることができる。
- 4 室長は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について主任者を経由して研究科長に報告しなければならない。

(巡視点検及び自主点検)

第21条 室長、施設管理担当及び安全管理担当は、放射線施設について運用細則に定めるところにより巡視点検を、別表1及び運用細則に定めるところにより、年2回以上、自主点検を行わなければならない。

- 2 室長は、前項の結果に対して改善等が必要な場合は、適切な措置を講じなければならない。
- 3 研究科長は、前項の場合、必要に応じ放射線施設等の全部又は一部の使用を停止させなければならない。
- 4 室長は、第1項の結果について、研究科長及び主任者に報告しなければならない。
- 5 研究科長は、前項の報告を受けたときは、安全管理委員会に報告しなければならない。

第5章 放射性同位元素等の取扱い

(放射性同位元素の使用)

第22条 放射性同位元素の使用は、放射線業務従事者以外は行ってはならない。

- 2 放射線業務従事者は、放射性同位元素を使用する場合には、研究課題毎に、使用責任者、使用目的、使用期間、使用方法、使用核種等につき R I 管理室に届け出て、主任者の許可を得なければならない。
- 3 前項の使用責任者は、生命医科学専攻の教員が当たり、放射線業務従事者に対し、放射性同位元素等の取扱いについて、適切な指示を与えること。
- 4 放射線業務従事者は、放射性同位元素を使用する場合には、R I 管理室の管理のもとに次の各号に掲げる事項及び運用細則を厳守しなければならない。
 - (1) 使用施設では許可された放射性同位元素の1日最大使用数量、3月間使用数量、年間使用数量を超えて使用しないこと。
 - (2) 吸収材、受け皿の使用等汚染防止に必要な措置をすること。
 - (3) 放射性同位元素を空中に飛散させないこと。ただし、やむを得ず飛散するおそれのある作業を行う場合は、フード等を使用し、作業室内の空気中の放射性同位元素の濃度が空气中濃度限度を超えないようにすること。
 - (4) 放射性又は非放射性にかかわらず、口による操作は一切しないこと。
 - (5) 作業室では作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用したままみだりに管理区域から退出しないこと。
 - (6) 作業開始後は、着用した手袋でみだりに非汚染の物に触れないこと。
 - (7) 放射線業務従事者は、放射線作業を行うとき、その目的に応じて放射線障害の発生のおそれの最も少ない方法を採用しなければならない。
 - (8) 放射線業務従事者は、外部被ばくによる線量が実効線量限度及び等価線量限度を超えず最小にとどまるように、被ばくする時間をできるだけ短くし、適切な遮へい体を使用し、放射線源からできるだけ離れて作業する等放射線障害防止のため必要な措置を講じなければならない。
 - (9) 作業室から退室するときは、汚染検査室において、人体及び防護用作業衣等の汚染の有無を確認し、汚染が確認された場合は汚染の除去を行うこと。
 - (10) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
 - (11) 放射性同位元素をこぼした場合等放射線障害を受けるおそれのある不測の事故が発生した場合には、直ちに、使用責任者及び安全管理担当及び近くにいる放射線業務従事者に連絡し、応急の処置を行うこと。
 - (12) 放射性同位元素を使用した者は、第34条第1項第2号に規定する記録を作成しなければならない。

(放射性同位元素の受入れ・払出し及び保管)

第23条 放射性同位元素を放射線施設に受入れ又は事業所外へ払出そうとする者は、あらかじめ R I 管理室に届け出るとともに、主任者の許可を受けなければならない。

- 2 主任者は、R I 管理室が許可を受けた貯蔵能力を超えて放射性同位元素を受け入れる許可を与えてはならない。

- 3 主任者は、払出し先の事業所の許可範囲内でなければ払出しの許可を与えてはならない。
- 4 放射性同位元素等の受入れ・払出しを行うものは、第34条第1項第1号に規定する記録を作成しなければならない。
- 5 安全管理担当は、次の各号及び運用細則に従って放射性同位元素を保管しなければならない。
 - (1) 放射性同位元素は密閉容器に入れ、貯蔵室の所定の場所に保管すること。
 - (2) 容器は転倒、破損等が起きないようにするとともに、それらが生じても汚染が拡大しないように、受け皿、吸収材等を用いること。
- 6 使用した放射性同位元素は、使用後、貯蔵施設に保管し、又は、第25条の規定に従い廃棄処分を行わなければならない。ただし、やむを得ず、継続使用する場合には、放射性同位元素の種類、数量、使用期間及び使用者の氏名及び所属を容器の表面に表示しなければならない。
- 7 安全管理担当は、年1回以上、放射性同位元素の保管量及び保管状況について調査を行い、貯蔵能力を超えていないことを確認し、その調査結果を主任者の確認を経て室長に報告しなければならない。

(放射性同位元素等の運搬)

第24条 放射線業務従事者が、放射性同位元素等を管理区域内で運搬するときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放射性同位元素等を管理区域より持ち出し、事業所内で運搬するときは、運搬する者は、あらかじめ運搬する理由、容器の状態、安全対策等の詳細からなる運搬計画をR I管理室に届け出て、主任者の許可を得るとともに、前項に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 放射性同位元素等は、運搬中に予想される温度、内圧の変化、振動等により亀裂、破損等の生ずるおそれがない容器に密閉し、運搬すること。
 - (2) 運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
 - (3) 運搬物の表面における線量当量率の最大値で 2 mSv/h を超えず、かつ表面から1m離れた位置における線量当量率の最大値で $100 \mu\text{Sv/h}$ を超えないようにすること。
 - (4) 輸送容器表面に所定の標識をつけること。
 - (5) その他関連法令の定めるところにより、放射線障害の防止に必要な措置を講じること。
- 3 放射性同位元素等を事業所外において運搬するときは、あらかじめ前項の運搬計画に受入施設の受入許可書を添付しR I管理室に届け出て、主任者の許可を得るとともに、関連法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。
- 4 前項の運搬を行ったものは第34条第1項第4号に規定する記録を作成しなければならない。

5 主任者は前2項の届出がなされたときは、それが法に定める基準に合うことを確認した後でなければ許可してはならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第25条 放射性同位元素等を廃棄する者は、次の各号及び運用細則に従って行うほか、第34条第1項第5号に規定する記録を作成しなければならない。

(1) 固体状の放射性同位元素等は、可燃性、不燃性等指定された分類に従って、所定の容器に封入し、保管廃棄設備に、保管廃棄すること。

(2) 放射性同位元素等を含む水溶液のうち、放射能濃度の高いものは、所定の容器で保管廃棄すること。濃度の低いもので排水する場合は第2項に従う。

(3) 放射性同位元素等を含む有機溶媒は、所定の容器で保管廃棄する。

2 排水設備又は排気設備によって廃棄する場合は、排水口又は排気口での放射性同位元素の濃度が法令に定められた濃度限度以下になるようにしなければならない。

3 室長は、保管廃棄中の放射性同位元素等について、主任者の承認後、(公社)日本アイソトープ協会の廃棄委託規約等に従い同協会に廃棄を委託することができる。

第6章 測定

(場所に関する測定)

第26条 安全管理担当は、法第20条第1項の規定に従い、法施行規則第20条第1項の定めるところにより、運用細則に従い、場所の放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、記録しなければならない。

2 前項に規定する測定は、取り扱い開始前に1回、取り扱い開始後にあっては1月を超えない作業期間ごとに1回以上行うものとする。ただし、排気設備の排気口における放射性同位元素による汚染の状況は、排気濃度の算定により評価し、排水設備の排水口における汚染の状況は、排水する都度、排水濃度測定の結果をもって評価する。

3 第1項の記録には、次の各号に定める項目を測定の都度、記録しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定方法
- (3) 放射線測定器の種類及び型式
- (4) 測定箇所
- (5) 測定結果
- (6) 測定者の氏名
- (7) 測定結果に基づいて実施した措置の概要

4 前項の記録は、主任者の監査・確認の上、室長が5年間保存する。

(人体等に関する測定)

第27条 安全管理担当は、管理区域に立ち入る者に対して放射線測定器等を装着させ次の各号に従い、外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなけれ

ばならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 外部被ばくによる線量の測定は、管理区域に立ち入っている間、継続して行わなければならない。ただし、一時立入者については外部被ばく線量が $100 \mu \text{Sv}$ を超えるおそれのないときはこの限りでない。
- (2) 外部被ばくの測定は胸部（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を研究科長に書面で申し出た者を除く女子にあっては腹部）について 1cm 線量当量及び $70 \mu \text{m}$ 線量当量について行うこととする。
- (3) 前号のほか頭部及びけい部からなる部分、胸部及び上腕部からなる部分並びに腹部及び大腿部からなる部分のいずれかの外部被ばくが最大となることが予想される場合には、当該部分についても測定しなければならない。
- (4) 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合にあっては、前2号のほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、 1cm 線量当量、 $70 \mu \text{m}$ 線量当量を測定する。
- (5) 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入るものにあっては、3月を超えない期間ごとに1回（本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子については、出産までの間、1月を超えない期間ごとに1回）行うものとする。ただし、一時立入者については、内部被ばく線量が $100 \mu \text{Sv}$ を超えるおそれのないときはこの限りでない。

2 測定にあたっては、次の項目について記録を残すものとする。

- (1) 測定対象者の氏名
- (2) 測定者の氏名
- (3) 放射線測定器の種類及び形式
- (4) 測定方法
- (5) 測定部位及び測定結果
- (6) 測定日時

3 安全管理担当は、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間、（本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子については、出産までの間、毎月1日を始期とする1月間）、4月1日を始期とする1年間について、当該期間ごとに集計して記録し、室長は、その度結果について主任者に報告しなければならない。

4 安全管理担当は、前項の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録するものとする。

- (1) 算定年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 算定者の氏名
- (4) 算定対象期間
- (5) 実効線量

(6) 等価線量及び組織名

5 安全管理担当は、前項の結果について、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間（本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子については、出産までの間、毎月1日を始期とする1月間）、4月1日を始期とする1年間について、当該期間ごとに集計して記録し、室長は、その度結果について主任者に報告しなければならない。なお、女子の線量限度のうち、本人から研究科長に妊娠の意思のない旨の書面が提出された場合、当該女子を3月間管理（5mSv）の適用除外とすることができます。ただし、4月1日を始期とする1年間において、20mSvを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに区分した各期間の累積実効線量を毎年度集計し、集計の都度、次の項目について記録しなければならない。

- (1) 集計年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 集計したもの の氏名
- (4) 集計対象期間
- (5) 累積実効線量

6 前項の規程にかかわらず、室長は、第1項の測定により異常被ばく測定値を見ついたときは、速やかに、主任者及び当該放射線業務従事者に報告しなければならない。

7 主任者は、前2項の報告による測定結果に異常を認めた場合には、これを速やかに、研究科長に報告し、対策を協議のうえ、健康診断を受けさせる等適切な措置を行わなければならない。

8 室長は、第2項から第5項の記録を永久に保存するとともに、当該測定対象者に対し、記録の写しを交付しなければならない。なお、この記録は該当者が放射線業務従事者でなくなった場合、又は当該記録を5年以上保管した場合においては、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すことができる。

第7章 教育訓練

(教育訓練)

第28条 室長は、放射線業務に従事しようとする者に対して放射線障害の発生を予防するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の教育及び訓練は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 実施時期は、次のとおりとする。
 - ア 放射線業務従事者に対しては、初めて管理区域に立ち入る前
 - イ 放射線取扱等業務に従事する者であって管理区域に立ち入らない者に対しては、取扱業務を開始する前
 - ウ 管理区域に立ち入った後及び放射線取扱等業務開始後にあっては、前回の教育訓練を行った日の属する年度の翌年度開始日から1年以内
- (2) 前号ア及びイについては、次に掲げる項目及び時間数を、また、ウについては次に掲げる項目について実施すること。

- ア 放射線の人体に与える影響 30分間以上
 - イ 放射性同位元素等の安全取扱い 3時間以上
 - ウ 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程 1時間以上
 - エ その他安全管理委員会が必要と認める事項 必要と認める時間
- 3 前項の規程にかかわらず前項第2号に掲げる項目に関して十分な知識及び技能を有していると主任者が認めたものについては、教育及び訓練の一部の項目を省略することができる。ただし、その場合は、教育訓練受講記録に省略の理由を記載しなければならない。
- 4 前項の規程における省略基準は、運用細則に定めるところによる。
- 5 管理区域一時立入者に対しては、安全管理担当が放射線障害の発生を防止するために必要な教育を口頭又は掲示等により、実施し、立ち入り及び教育訓練に係る記帳を行わなければならない。
- 6 教育訓練の項目の内容については、安全管理担当が室長、主任者と協議の上、作成する。また、安全管理委員会で決まった方針に従い、内容、時間等の変更及び改善を行う。

第8章 健康診断

(健康診断)

第29条 安全管理担当は、放射線業務従事者について、法第23条の規程に従い、健康診断（以下「健康診断」という。）を、放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあっては、定期的に安全管理委員会の指定する医療機関で行わなければならない。

- 2 前項の定期健康診断は、放射線業務従事者については1年を超えない期間ごとに行うものとする。
- 3 前項の規程にもかかわらず、次の各号に掲げる事態が発生したときは、遅滞なく健康診断を受けなければならない。
- (1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。
 - (2) 放射性同位元素によって皮膚が表面限度密度を超えて汚染され、その汚染を容易に除去できないとき。
 - (3) 放射性同位元素によって皮膚の創傷面が汚染され又は汚染されたおそれのあるとき。
 - (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線を被ばくし又は被ばくしたおそれのあるとき。
 - (5) その他放射線障害を受けたおそれがあるとき。
- 4 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とし、次の各号に掲げる部位及び項目について行うものとする。
- (1) 皮膚
 - (2) 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

- (3) 眼 ただし、(1)～(3)の部位又は項目（初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあたっては、(1)及び(2)の部位又は項目を除く）については、医師が必要と認める場合に限る。
- 5 主任者は、健康診断により放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を発見したときは、本人にその旨を通知するとともに、研究科長に業務の変更等適切な措置を勧告するものとする。
- 6 前項の勧告に係わる者は、第1項の規程による医療機関の承認があるまで、放射性同位元素等の取扱い業務に従事することはできない。
- 7 研究科長は、放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。
- 8 第4項の健康診断の結果は、次の各号に定める事項について記録し、永久に保存するとともに、健康診断の都度その結果を主任者及び本人に通知しなければならない。
- (1) 実施年月日
 - (2) 対象者の氏名
 - (3) 健康診断を行った医師名
 - (4) 健康診断の結果
 - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- なお、この記録は該当者が、放射線業務従事者でなくなった場合、又は記録を5年以上保管した場合においては、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すことができる。

第9章 災害時及び危険時の措置

(災害時の措置)

- 第30条 室長は、事業所の地域において大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合））が起こった場合には、運用細則に定める連絡体制に従い連絡を行うとともに第21条に規定する自主点検の項目について点検を行うものとする。また、その結果を記録するとともに主任者を経由し、研究科長へ報告しなくてはならない。
- 2 室長は、管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外の火災で管理区域、事業所内の放射性同位元素若しくはその収納容器に延焼する可能性のある場合（事業所内運搬中の場合を含む）には、主任者を経由し、研究科長へ報告し、主任者は原子力規制委員会へ電話連絡及びFAXにより状況を通報しなくてはならない。
- 3 室長は、前項において管理区域に火災が及んだ場合には、鎮火後、第21条に規定する自主点検の項目について点検を行い、その結果を記録するとともに主任者を経由し、研究科長へ報告しなくてはならない。

- 4 研究科長は、火災、地震等の災害が発生した場合において、放射線施設等の使用を停止したときは、施設等の安全性を確認した後でなければ、その使用を再開することはできない。

(危険時の措置)

第31条 地震、火災その他の災害により、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合、その発見者は、直ちに運用細則に定める連絡体制に従い、室長又は主任者に通報するとともに可能な範囲で被害の拡大防止に努めなくてはならない。

- 2 前項の通報を受けた室長又は主任者は、両者間において情報を共有するとともに、その内容を研究科長に報告しなければならない。
- 3 研究科長は、前項の情報から放射線障害が発生又は発生するおそれがあると判断したときには、直ちに横浜市立大学学長を通じて消防署又は警察署又は労働基準監督所等への通報及び原子力規制委員会への報告を行わなければならない。
- 4 研究科長は、前項の場合には応急措置の責任者として、運用細則に定める必要な措置を講じるために、主任者及びR I 管理室構成員に指示しなければならない。
- 5 研究科長は、緊急作業が必要な場合には緊急作業員を任命し、個人線量計、被ばく防止のための防護具等を装備させて、作業を行わせなければならない。
- 6 研究科長は、応急措置を講じた者、周囲にいた者又は緊急作業者が、法令で定めた数値を超える被ばくをした場合又は被ばくをしたおそれがある場合、直ちにこれらの者に対して健康診断を実施し、その後の経過を観察しなければならない。
- 7 研究科長は、前項の場合においては第32条に規定する事故等の報告を原子力規制委員会に行わなくてはならない。

(事故報告)

第32条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、運用細則に定める連絡体制に従い、速やかに室長又は主任者に通報しなければならない。通報を受けた室長又は主任者は両者間において情報を共有するとともに研究科長に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素について盗難又は所在不明の事態が発生したとき。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備によって浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
- ア 漏えいした液体状の放射性同位元素等が、当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
- イ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が正常に維持されているとき。
- ウ 漏えいした放射性同位元素等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

(6) 次の線量が線量限度を超えるおそれがあるとき。

ア 使用施設内の人人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

イ 事業所の境界における線量

(7) 放射性同位元素の使用、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくにかかる実効線量が放射線業務従事者にあっては 5 mSv 、放射線業務従事者以外の者にあっては 0.5 mSv を超えるおそれがあるとき。

(8) 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超えるおそれがあるとき。

2 研究科長は、前項の通報を受けた場合、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、横浜市立大学学長を通じて、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

3 研究科長は、第1項第1号の盗難又は所在不明の通報を受けたときは、遅滞なくその旨を横浜市立大学学長を通じて警察署に届け出なくてはならない。

(情報提供)

第33条 横浜市立大学学長は、第31条の事態により、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、ホームページ等を活用することにより、その内容について外部への情報提供の実施及び外部からの問い合わせへの対応を行わなければならない。

2 発生した事故の状況及び被害の程度等について、外部に提供する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 汚染状況等による事業所外への影響
- (3) 事故発生場所で取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
- (4) 応急措置の内容
- (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策

第10章 記帳等

(帳簿)

第34条 安全管理担当は、次の各号に定める項目について帳簿を備え、記録しなければならない。

(1) 放射性同位元素の受入れ、払出し

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

ウ 放射性同位元素の受入れ、払出しに従事する者の氏名

(2) 使用

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(3) 保管

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の保管の期間、方法、場所

ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

ア 事業所外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法

イ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称、運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(5) 廃棄

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(6) 放射線施設の点検

ア 点検の実施年月日

イ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

ウ 点検を行った者の氏名

(7) 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日、項目。なお、第28条第2項第1号のア、イに該当する者の教育及び訓練については実施時間についても記録すること。

イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

2 室長は、前項に規定する記帳内容につき、その都度主任者に報告し、主任者の確認に受けなければならない。

3 第1項に規定する帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間管理室で保存しなければならない。

(定期報告)

第35条 室長は、毎年4月1日を始期とする1年間について、放射線管理状況報告書を作成し、安全管理委員会及び主任者に報告しなければならない。

2 研究科長は、前項の報告書を当該期間経過後3月以内に、原子力規制委員会に提出しなければならない。

第11章 補則

(改廃)

第36条 この規程及びこの規程に基づく細則等を制定し、及び改廃するときは、安全管理委員会又はR I 利用運営委員会の議を経て、研究科長に報告し、その承認を得るものとする。

2 この規程を変更したときは、変更した日から30日以内に原子力規制委員会に届け出なければならない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

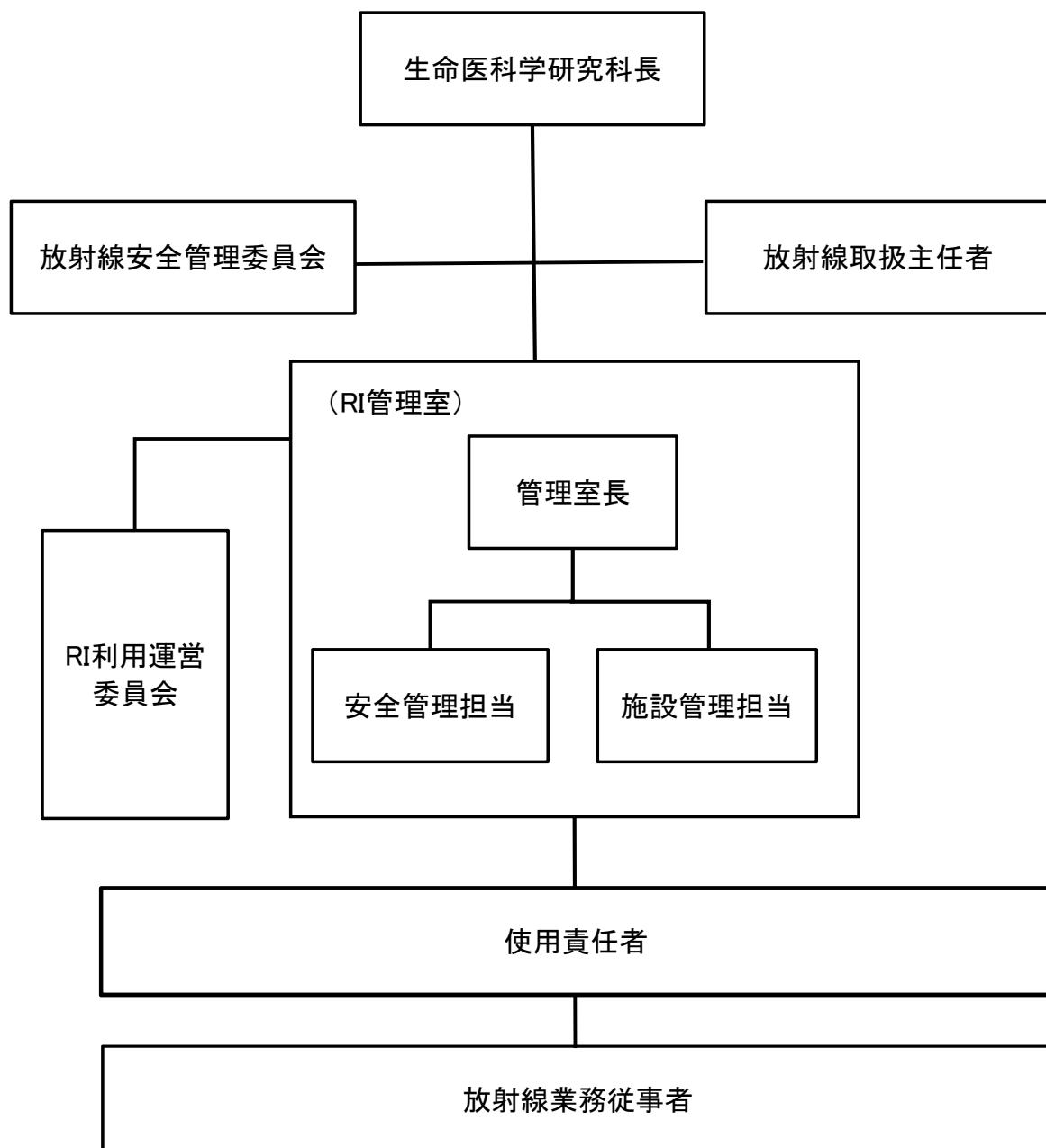
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第10号）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

別図1

放射線障害防止に関する安全管理組織図



別表. 1 自主点検実施項目

設備等	点検項目	頻度
施設の位置等	1 位置等	1回/6月
	2 地崩れのおそれ	1回/6月
	3 浸水のおそれ	1回/6月
	4 周囲の状況	1回/6月
主要構造部	1 構造及び材料	1回/6月
遮蔽	1 構造及び材料	1回/6月
	2 遮蔽物の状況	1回/6月
管理区域	1 区画及び閉鎖設備	1回/6月
	2 標識	1回/6月
	3 注意事項	1回/6月
作業室	1 位置等	1回/6月
	2 床, 壁等の構造, 表面材料	1回/6月
	3 フード等	1回/6月
	4 流し	1回/6月
	5 室内の空気の流れ	1回/6月
	6 標識	1回/6月
汚染検査室	1 位置等	1回/6月
	2 床, 壁等の構造, 表面材料	1回/6月
	3 洗浄設備	1回/6月
	4 除染器材	1回/6月
	5 放射線測定機器	1回/6月
	6 標識	1回/6月
貯蔵室	1 位置等	1回/6月
	2 構造及び材料	1回/6月
	3 遮蔽物の状況	1回/6月
	4 閉鎖設備	1回/6月
	5 標識	1回/6月
	6 注意事項	1回/6月
排気設備	1 位置等	1回/6月
	2 排風機	1回/6月
	3 排気浄化装置	1回/6月
	4 排気管、排気口	1回/6月
	5 汚染空気の拡大防止装置	1回/6月
	6 標識	1回/6月
排水設備	1 位置等	1回/6月
	2 排水浄化槽	1回/6月
	3 排水管	1回/6月
	4 標識	1回/6月
保管廃棄設備	1 位置等	1回/6月
	2 構造及び材料	1回/6月
	3 保管容器	1回/6月
	4 保管状況	1回/6月
	5 閉鎖設備	1回/6月
	6 標識	1回/6月